千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項の規定に基づき市が行う介護予防・日常生活支援総合事業について、法、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

（介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針）

第３条　介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が、重度の要介護状態となった場合においても住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいその他自立した日常生活に必要な支援が包括的に確保される体制を実現するため、市が中心となり、地域の実情に応じた住民等の多様な主体が参画する多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等が行われるものでなければならない。

（介護予防・日常生活支援総合事業の種類）

第４条　市は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める介護予防・日常生活支援総合事業を行う。

（１）第１号事業　次に掲げる事業

ア　第１号訪問事業　次に掲げるサービス等を行う事業

（ア）訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）

（イ）生活援助型訪問サービス（省令第１４０条の６３の６第２号に規定する基準により提供する訪問型のサービスをいう。）

（ウ）地域支え合い型訪問支援事業（地域住民等が要支援者等に対して行う訪問型の支援で、別に定めるものをいう。）

イ　第１号通所事業　次に掲げるサービス等を行う事業

（ア）通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）

（イ）ミニデイ型通所サービス（省令第１４０条の６３の６第２号に規定する基準により提供する通所型のサービスをいう。）

（ウ）地域支え合い型通所支援事業（地域住民等が要支援者等に対して行う通所型の支援で、別に定めるものをいう。）

ウ　第１号介護予防支援事業

（２）一般介護予防事業　別に定める事業

（第１号事業支給費の額）

第５条　第１号事業に要する費用の額は、省令第１４０条の６３の２第１項第１号イ及び同項第３号イの規定により、市長が別に定める。

２　省令第１４０条の６３の２第１項第３号イの規定により、市が定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

（１）次号に掲げる居宅要支援被保険者等以外の居宅要支援被保険者等　１００分の９０

（２）法第５９条の２第１項に規定する所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等　１００分の８０

（３）法第５９条の２第２項に規定する所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等　１００分の７０

（指定の申請等）

第６条　省令第１４０条の６３の５第１項に規定する申請書は、指定介護予防・日常生活支援総合事業事業所指定申請書（令和５年１２月１９日厚生労働省告示第３３１号（以下「告示」という）別紙様式第三号（四））とする。

２　市長は、法第１１５条の４５の５第１項の規定により、指定をしたときは、千葉市介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）事業所指定通知書（様式第１号）により、申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の指定をしないこととしたときは、千葉市介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）事業所不指定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

４　第２項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定の更新の申請等）

第７条　省令第１４０条の６３の７の規定により市が定める期間は、６年とする。

２　省令第１４０条の６３の５第２項に規定する申請書は、指定更新申請書（告示別紙様式第三号（五））とする。

３　市長は、法第１１５条の４５の６第１項の規定により、指定の更新をしたときは、千葉市介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）事業所指定更新通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

４　市長は、前項の指定の更新をしないこととしたときは、千葉市介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）事業所指定不更新通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

５　第３項の指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定の更新に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

　（指定の基準）

第８条　省令第１４０条の６３の６の規定により市が定める基準は、市長が別に定める。

（変更の届出等）

第９条　省令第１４０条の６２の３第２項第４号による届出は、廃止・休止届出書（告示別紙様式第三号（三））に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

２　指定事業者は、省令第１４０条の６３の５第１項各号に掲げる事項に変更があったときは、変更届出書（告示別紙様式第三号（一））に、休止した第１号事業を再開したときは、再開届出書（告示別紙様式第三号（二））にそれぞれ市長が必要と認める書類を添えて、１０日以内に市長に届け出るものとする。

（公示等）

第１０条　市長は、法第１１５条の４５の３第１項の指定をしたとき、省令第１４０条の６２の３第２項第４号の規定による第１号事業の廃止の届出があったとき又は法第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。

（１）指定事業者又は指定事業者であった者の名称

（２）当該指定に係る事業所の名称及び所在地

（３）公示すべき事由が発生した年月日

（４）指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及び期間

（５）第１号事業の種類

２　前項に規定する場合において、市長は、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、指定事業者又は指定事業者であった者に係る事業所に関する次に掲げる情報を提供することができる。

（１）名称及び所在地

（２）主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名

（３）公示すべき事由が発生した年月日

（４）第１号事業の開始又は廃止の年月日

（５）運営規程

（６）事業所番号

（７）その他市長が必要と認める事項

（第１号事業の利用手続等）

第１１条　居宅要支援被保険者等（第１号介護予防支援事業を利用し、又は利用しようとする者に限る。以下この条において同じ。）は、次のいずれかに該当する場合に、介護予防サービス計画の作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更・廃止）届出書（様式第５号）を区長に提出するものとする。この場合において、当該居宅要支援被保険者等は、地域包括支援センターに当該提出に関する手続を代わって行わせることができる。

（１）第１号訪問事業又は第１号通所事業を利用するとき。

（２）第１号介護予防支援事業の事業所を変更するとき。

（３）第１号訪問事業及び第１号通所事業を利用しなくなったとき、又は要支援者以外の者が要介護認定若しくは要支援認定に係る申請を行うとき。

（文書の提出等）

第１２条　市長は、第１号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該第１号事業支給費の支給を受ける者若しくは当該第１号事業支給費の支給に係るサービスを提供する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２　指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所において、第１号訪問事業又は第１号通所事業を同一の敷地内で運営する場合であって、平成３０年３月３１日までに当該第１号訪問事業又は第１号通所事業に係る指定申請を行った場合は、第７条第１項の規定にかかわらず、当該指定申請に係る指定期間について、６年を超えない範囲で当該指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所の指定期間の満了日までとすることができる。

附　則

１　この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和４年１１月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条第２項関係）

千葉市指令　　　第　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　様

千葉市長

千葉市介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）事業所指定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった下記事業所については、介護保険法第１１５条の４５の５第１項の規定により、介護保険法に基づく指定事業所として指定します。

記

１　事業所名称

２　事業所所在地

３　第１号事業の種類

４　指定年月日

５　指定の有効期間

６　事業所番号

審査請求等について

１　この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第２号（第６条第３項関係）

千葉市指令　　　第　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　様

千葉市長

千葉市介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）事業所不指定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった事業所の指定については、下記の理由により指定しないので通知します。

記

１　申請内容

２　理　　由

審査請求等について

１　この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができま

様式第３号（第７条第３項関係）

千葉市指令　　　第　　　号

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　様

千葉市長

千葉市介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）事業所指定更新通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった下記事業所については、介護保険法第１１５条の４５の６第１項の規定により、介護保険法に基づく指定事業所として指定を更新します。

記

１　事業所名称

２　事業所所在地

３　第１号事業の種類

４　指定年月日

５　指定の有効期間

６　事業所番号

審査請求等について

１　この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第４号（第７条第４項関係）

千葉市指令　　　第　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　様

千葉市長

千葉市介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）事業所指定不更新通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった事業所の指定の更新については、下記の理由により指定を更新しないので通知します。

記

１　申請内容

２　現に受けている指定の有効期間

３　理　　由

審査請求等について

１　この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第５号（第１１条関係）

